

社会福祉法人清花会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(※無報酬の場合)

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人清花会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月26日(評議員会の議決日)から施行する。

※平成29年4月1日にさかのぼって適用させたい場合は、以下のとおり記載する。

この規程は平成29年 6月26日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

- ・無報酬の場合は、その旨規程に定める必要がある。職員としての給与は含まない。
- ・交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

社会福祉法人清花会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清花会（以下「当法人」という）の定款8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等に関し必要な事項を目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる定義は、当該各号に定める所による。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等と言う。
- (2) 報酬等とは、報酬・賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬)

第3条 当法人の役員報酬は定款第8条及び第21条に定める通り支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、園長や職員が役員の場合は支給しないものとする。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償

太田市内	1,000 円
県内その他地域	3,000 円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

太田市内	1,000 円
県内その他の地域	3,000 円

(改廃)

第5条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則 この規程は平成29年6月26日より施行する。